

# 令和 4（2022）年度包括外部監査報告書（概要版）

町田市包括外部監査人 谷川 淳

## 第 1 外部監査のテーマ等

監査テーマ	「経済観光に関する財務事務の執行について」
選定理由	<p>町田市は、2022年3月に新たな基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン2040」を策定した。「まちだ未来づくりビジョン2040」では、経済観光に係る政策として、まちづくり基本目標の政策3「自分らしい場所・時間を持てるまちになる」等を掲げ、施策3-1「ビジネスしやすく、働きやすい環境をつくる」や施策3-2「町田ならではの地域資源をいかす」等が示されている。</p> <p>このことを踏まえ、町田市では、「町田市産業振興計画19-28」及び「町田市産業振興計画19-28前期実行計画」等により、起業・創業の支援や競争力強化の支援などの産業振興施策を展開している。また、「町田市観光まちづくり基本方針」及び「町田市観光まちづくりリーディングプロジェクト2022～ウィズコロナ戦略～」、「町田薬師池公園 四季彩の杜 魅力向上計画」等により、観光まちづくりの推進などの観光振興施策を、「第4次町田市農業振興計画」等により、認定農業者・認定新規就農者への支援などの農業振興施策を展開している。</p> <p>これら産業振興、観光振興、農業振興といった経済観光分野においては、少子高齢化の進行、人口減少時代の到来といった社会経済状況の変化や、デジタル化の進展、新型コロナウイルス感染症の影響による行動様式や働き方の変化など、近年の激しい社会環境の変化の影響を大きく受けると考える。</p> <p>そこで、町田市の経済観光及びそれに関連する取り組みが、社会環境の変化に的確に対応し、機能しているか、有効性・経済性等の観点から検証することは、時宜にかなない、有意義であると考えられる。したがって、今後の町田市の市政運営にとって有用であると判断し、「経済観光に関する財務事務の執行について」を監査テーマに選定した。</p>

## 第2 外部監査の結果及び意見の一覧

外部監査の結果及び意見の一覧は、次のとおりである。指摘が22項目、意見が37項目あり、合わせて59項目である。

なお、表中の右欄にある「頁」は、本報告書（概要版）における各項目の記載箇所である。

### 外部監査の結果及び意見の一覧

事業名		監査の指摘または意見			頁
1 産業政策課					
(1)	中小企業勤労者総合福祉推進事業	指摘 1-1	ア	補助金交付額の算定方法について	6
		意見 1-1	イ	入会手続の電子化について	6
		意見 1-2	ウ	アンケート調査結果の把握について	6
		意見 1-3	エ	勤労者福祉に係る事業の実施方法について	6
(2)	町田ターミナルプラザ管理事務	意見 1-4	ア	市の備品管理について	7
		意見 1-5	イ	まちなかシネマ事業の実施時期について	7
(3)	中心市街地活性化推進事業	意見 1-6	ア	計画全体像の明確化について	7
		意見 1-7	イ	計画全体の進行管理について	7
		指摘 1-2	ウ	定期的な取り組みの評価について	7
		意見 1-8	エ	社会実験の公表方法について	8
		意見 1-9	オ	町田ターミナルプラザ周辺の歩行量調査について	8

事業名		監査の指摘または意見			頁
(4)	駐車場運営事業	意見 1-10	ア	第2駐車場の借地料について	8
		意見 1-11	イ	第2駐車場の契約期間満了後の計画について	8
(4)	駐車場運営事業	意見 1-12	ウ	アンケート調査の実施方法及び調査結果の活用について	8
(5)	創業支援事業	意見 1-13	ア	事業計画書と実施報告書における2020年度実績数値の不一致について	9
		意見 1-14	イ	町田新産業創造センター1階の貸出に関する情報公開について	9
		意見 1-15	ウ	町田新産業創造センター1階の契約条件について	9
		意見 1-16	エ	MBDAの経営目標について	9
(6)	商工会議所補助事業	意見 1-17	ア	中小企業相談所事業補助金の有効性評価について	10
(7)	商店街活性化支援事業	意見 1-18	ア	商店街活力向上支援業務委託の効果検証について	10
		指摘 1-3	イ	商店街チャレンジ戦略支援事業補助金事務委託の委託料の見直しについて	10
(8)	商店街街路灯維持管理補助事業	指摘 1-4	ア	補助金交付申請の遅延について	10
		指摘 1-5	イ	申請額の根拠資料について	10
(9)	トライアル発注商品認定事業	意見 1-19	ア	併給の有無の確認について	11
		指摘 1-6	イ	決算書数値の手書きによる修正について	11
		意見 1-20	ウ	収支予算書に添付すべき書類について	11
		意見 1-21	エ	収支報告書に添付すべき書類について	11

事業名		監査の指摘または意見		頁	
2 観光まちづくり課					
(1)	観光行事推進事業	意見 2-1	ア	実行委員会の事務局の運営を市が行うことについて	12
		指摘 2-1	イ	町田さくらまつり実行委員会における随意契約について	12
		指摘 2-2	ウ	町田さくらまつり実行委員会における契約先について	12
		意見 2-2	エ	町田さくらまつり実行委員会への負担金について	12
		意見 2-3	オ	町田さくらめぐり公式ガイドブックの広告協賛について	12
		指摘 2-3	カ	町田さくらまつりの出店料等について	13
(2)	観光コンベンション振興事業	指摘 2-4	ア	協会補助金の対象となる経費について	13
(3)	観光まちづくり推進事業	指摘 2-5	ア	随意契約における契約金額の妥当性の検証について	13
		指摘 2-6	イ	受託者の業務責任者及び業務実施体制図の確認について	13
		指摘 2-7	ウ	「新リーディングプロジェクト」策定支援業務における契約手続について	13
		指摘 2-8	エ	「新リーディングプロジェクト」策定支援業務における決裁について	14
		意見 2-4	オ	おもてなし事業の実施主体について	14
		意見 2-5	カ	四季彩の杜施設運営連絡協議会事務局について	14
		意見 2-6	キ	おもてなし事業の決定過程の文書化について	14
		意見 2-7	ク	町田薬師池公園四季彩の杜に関連する事業の実施について	15
(4)	シティセールス事業	指摘 2-9	ア	随意契約における契約金額の妥当性の検証について	15

事業名		監査の指摘または意見		頁	
(5)	小野路宿里山交流館管理事務	指摘 2-10	ア	町田市小野路宿里山交流館の物品の実査について	15
3 農業振興課					
(1)	農業経営支援事業	指摘 3-1	ア	業務委託契約書の記載事項の徹底について	16
		指摘 3-2	イ	随意契約における随意契約理由の適用誤りについて	16
		意見 3-1	ウ	補助金支給目的と合致しない補助金の支給について	16
		指摘 3-3	エ	補助金受給者が税額控除を受けた場合の取扱いについて	16
(2)	ブランド化推進事業	指摘 3-4	ア	補助金支給に係る実績報告の確認資料について	17
(3)	学校給食食材供給事業	指摘 3-5	ア	補助金申請書の市による訂正について	17
(4)	ふれあい農業推進事業	意見 3-2	ア	農業祭を実行委員会形式で運用することについて	17
		意見 3-3	イ	負担金に関する市のモニタリングの実施について	17
(5)	農業研修事業	意見 3-4	ア	毒物及び劇物の管理水準の向上について	18
		意見 3-5	イ	設定した予定価格に関する検証について	18
(6)	畜産振興事業	指摘 3-6	ア	補助金交付に関する請求書に係る事務処理について	18
(7)	里山環境管理事業	意見 3-6	ア	補助対象経費に関する根拠資料への確認証跡について	18
		意見 3-7	イ	補助対象経費の根拠証憑（領収書、帳簿等）の保管について	19
(8)	里山環境整備事業	意見 3-8	ア	補助対象経費に関する根拠資料への確認証跡について	19
		意見 3-9	イ	補助対象経費の根拠証憑（領収書、帳簿等）の保管について	19

### 第3 外部監査の結果及び意見の要旨

下記は要旨であるため、具体的な内容や根拠については、包括外部監査報告書（本編）を参照のこと。

なお、表中の右欄にある「頁」は、包括外部監査報告書（本編）における各項目の記載箇所である。

#### 1 産業政策課

事業名	(1) 中小企業勤労者総合福祉推進事業	
指摘 1-1	ア 補助金交付額の算定方法について	37 頁
内容	<p>(一財) 町田市勤労者福祉サービスセンターに対する町田市中          小企業勤労者福祉事業等補助金について、交付要綱に即した方法          により補助金交付額が算定されていない。          市は、当該要綱に従った事務処理を行う必要がある。</p>	
意見 1-1	イ 入会手続の電子化について	38 頁
内容	<p>(一財) 町田市勤労者福祉サービスセンターへ新規入会するに          は、入会申込書の印刷、記入、郵送等の手間がかかるため、入会を          思い留まらせる要因になっていることも考えられる。          したがって、市は、入会手続の電子化を検討されたい。</p>	
意見 1-2	ウ アンケート調査結果の把握について	38 頁
内容	<p>(一財) 町田市勤労者福祉サービスセンターが会員に対して実          施しているアンケート調査結果が、市に報告されていない。          補助効果を最大にするためにも、市は、アンケート調査結果の          報告を求め、その内容を把握、分析し、必要に応じて同センター          に指導助言を行うことを検討されたい。</p>	
意見 1-3	エ 勤労者福祉に係る事業の実施方法について	39 頁
内容	<p>中小企業の福利厚生サービスを提供する企業が増え、全国的な          事業展開を行い、多種多様な福利厚生サービスを提供している状          況を鑑みると、町田市における中小企業勤労者総合福祉推進事業          の担い手は、(一財) 町田市勤労者福祉サービスセンターに限られ          ない状況になっている。          したがって、市は、民間の事業会社を含めて町田市における当          該事業の担い手について見直されたい。</p>	

事業名	(2) 町田ターミナルプラザ管理事務	
意見 1-4	ア 市の備品管理について	43 頁
内容	<p>ターミナルプラザ 2 階の駐輪場へ向かう通路に、備品が固定されていない状態で保管されているため、盗難や通行の妨げになるおそれや災害時における危険性も考えられる。</p> <p>したがって、市は、安全面や通行に配慮するとともに、置き場所についても見直しを検討されたい。</p>	
意見 1-5	イ まちなかシネマ事業の実施時期について	43 頁
内容	<p>まちなかシネマは、市民広場にて、2021 年 10 月、11 月の 18 時～18 時 30 分に上映を開始しており、寒さのために参加者が少なかったと考えられる。</p> <p>集客を目標とするのであれば、今後は、もう少し早い時期に開催するなど、実施時期について検討されたい。</p>	

事業名	(3) 中心市街地活性化推進事業	
意見 1-6	ア 計画全体像の明確化について	50 頁
内容	<p>町田市中心市街地まちづくり計画のプロジェクト 6 に関連する計画として、「都市再生整備計画（町田駅周辺地区）」があるが、市ホームページ上では、その関連性を把握することが困難である。</p> <p>市民への情報提供の観点から、市は、まちづくり計画に関連するホームページのコンテンツの構成を見直されたい。</p>	
意見 1-7	イ 計画全体の進行管理について	51 頁
内容	<p>産業政策課は、所管課への照会や取りまとめを行っているものの、まちづくり計画の進捗状況を指標と照らし合わせて評価したり、必要に応じて計画推進のスケジュールを見直したりするなどといった、まちづくり計画全体が適切に実行されるための実効性のある進行管理を行っていない。</p> <p>したがって、産業政策課は、まちづくり計画が着実に進行するよう、計画全体を統括する中心的な役割を果たされたい。</p>	
指摘 1-2	ウ 定期的な取り組みの評価について	52 頁
内容	<p>まちづくりの取り組みを進める中で、常にまちの変化を把握することが重要であることから、5 年毎に設定した指標を測定することになっているが、測定が行われていないものがある。</p> <p>連携関係にあった町田市中心市街地活性化協議会が 2020 年度に解散していることもあり、軌道修正が必要になると思われるため、計画に沿った定期的な測定を行い、検討する必要がある。</p>	

意見 1-8	エ 社会実験の公表方法について	53 頁
内容	<p>社会実験に係る調査結果について、市としての分析や、次の施策への展開について説明がなされていない。</p> <p>市は、調査結果を分析し、その結果をどう次に生かしていく方針なのかについての説明を行われたい。</p>	
意見 1-9	オ 町田ターミナルプラザ周辺の歩行量調査について	54 頁
内容	<p>中心市街地の歩行量を調査する委託事業において、町田駅周辺の歩行量調査が行われたが、ターミナルプラザ周辺の歩行量については調査対象から外れていた。</p> <p>市は、町田ターミナルプラザ周辺の活性化を目指すのであれば、ターミナルプラザ周辺の歩行量の調査を確実に実施されたい。</p>	

事業名	(4) 駐車場運営事業	
意見 1-10	ア 第 2 駐車場の借地料について	59 頁
内容	<p>民間からの借地である第 2 駐車場の賃借料は、裁判による和解によるものとはいえ、固定資産税及び都市計画税の 6 倍相当額に設定されており、相場より高額であると考えます。</p> <p>市は、契約期間満了後、引き続き契約を行うのであれば、賃借料について見直すことを検討されたい。</p>	
意見 1-11	イ 第 2 駐車場の契約期間満了後の計画について	60 頁
内容	<p>民間からの借地である第 2 駐車場の契約期間は 2025 年 12 月 31 日までであり、契約期間満了後も当該土地を引き続き借りることができるか否かについては不確実性がある。</p> <p>市は、現契約期間満了後の計画を早めに制定し、対応を進められたい。</p>	
意見 1-12	ウ アンケート調査の実施方法及び調査結果の活用について	60 頁
内容	<p>指定管理者は、駐車場利用者へのアンケート調査を平日 2 日間に実施していたが、平日と休日とでは利用者層が異なることも考えられる。</p> <p>市は、平日だけでなく休日での調査も実施したうえで、その調査結果を分析して利用者サービス改善につなげるなど、アンケート調査を有効活用できるような取組みを行われたい。</p>	



事業名	(5) 創業支援事業	
意見 1-13	ア 事業計画書と実施報告書における 2020 年度実績数値の不一致について	64 頁
内容	<p>(株) 町田新産業創造センターから提出された町田市販路拡大支援事業補助金に係る事業計画書及び実績報告書に記載のある 2020 年度の実績数値に不一致が見られた。</p> <p>不一致は前者が見込みの数値であること及び集計誤りに起因するため、市は、実績数値を正確に集計すること等を (株) 町田新産業創造センターに指導されたい。</p>	
意見 1-14	イ 町田新産業創造センター1 階の貸出に関する情報公開について	64 頁
内容	<p>町田新産業創造センターの 1 階カフェスペースについて、利用対象者、利用日時、利用期間、利用料金等に関する情報が、ウェブサイトやパンフレットで一切公開されておらず、事業の有効性の観点及び取引の透明性を確保する観点から、改善の余地がある。</p> <p>したがって、市は、町田新産業創造センターの 1 階カフェスペースについて、3 階施設と同様に創業支援の施設であることをウェブサイト及びパンフレット等において開示し、市民に対して当該スペースが創業支援の施設であることを広く情報発信するよう、(株) 町田新産業創造センターに指導されたい。</p>	
意見 1-15	ウ 町田新産業創造センター1 階の契約条件について	67 頁
内容	<p>町田新産業創造センターの 1 階カフェスペースの家賃の坪単価が同センターのその他の施設と比べて著しく低く、また、同センターの他の施設が入居期間に制限がある中、1 階カフェスペースは入居期間に制限がない。</p> <p>したがって、市は、町田新産業創造センターの入居者の賃料や入居期間などの契約条件について、公平性を担保するよう、(株) 町田新産業創造センターに指導されたい。</p>	
意見 1-16	エ (株) 町田新産業創造センターの経営目標について	70 頁
内容	<p>(株) 町田新産業創造センターの内部留保に関して、再投資する事業分野や対象を明確にしていないが、会社の存続に必要な水準を上回る内部留保については、創業支援のために積極的に使用していくことが望ましい。</p> <p>したがって、内部留保の使用について、その方針等を中期計画等に定めるなど、同社の経営目標として明確に定められたい。</p>	

事業名	(6) 商工会議所補助事業	
意見 1-17	ア 中小企業相談所事業補助金の有効性評価について	73 頁
内容	<p>中小企業相談所事業は、町田市及び東京都の補助金で運営され、商工会議所の会員のみならず非会員にも提供されているサービスであるが、会員・非会員の内訳が明らかにされていない。</p> <p>市は、補助金の有効性を判断する指標として、非会員の相談件数を把握したうえで、本事業の周知強化等を検討されたい。</p>	

事業名	(7) 商店街活性化支援事業	
意見 1-18	ア 商店街活力向上支援業務委託の効果検証について	76 頁
内容	<p>町田市商店会連合会に対し、商店街スタンプラリー事業を委託しているが、参加店舗の売上増につながっておらず、消費喚起という目的が達成されたとは言い難い。</p> <p>こうした状況を踏まえ、市は、他市の成功案件等も含めて検討し、デジタル化など積極的に改善に取り組んでいるが、これらの取り組みについての効果の検証作業を十分に行われたい。</p>	
指摘 1-3	イ 商店街チャレンジ戦略支援事業補助金事務委託の委託料の見直しについて	77 頁
内容	<p>町田市商店街チャレンジ戦略支援事業補助金事務委託について、見積書の積算根拠の妥当性、ひいては契約金額の妥当性について、十分に検証されているとは言い難い。</p> <p>市は、当該事務委託の委託料の積算根拠の妥当性について十分に検証し、委託料を見直す必要がある。</p>	

事業名	(8) 商店街街路灯維持管理補助事業	
指摘 1-4	ア 補助金交付申請の遅延について	80 頁
内容	<p>町田市商店街街路灯補助金の交付申請が、提出期限後になされたものが3件あったが、補助金が交付されていた。</p> <p>期限内に提出している他の商店会との公平性の観点からも、市は、提出期限の周知を徹底し、催促も早めるなど、提出遅延が生じないようにする必要がある。</p>	
指摘 1-5	イ 申請額の根拠資料について	80 頁
内容	<p>町田市商店街街路灯補助金の交付申請にあたり、申請額の根拠として、客観性に乏しい資料が使用されていた案件があった。</p> <p>市は、単価と使用量が客観的に確認できる証憑に基づいて、補助金の交付額を決定する必要がある。</p>	

事業名	(9) トライアル発注商品認定事業	
意見 1-19	ア 併給の有無の確認について	83 頁
内容	<p>町田市新商品・新サービス開発事業補助金は、他団体から同種補助等を受ける場合は、補助対象とならないため、申請時に併給の有無を確認しているが、事業年度を通しての併給の有無について確認が行われていない。</p> <p>市は、事業報告書に記載させるなどして、事業年度を通じた併給の有無について、事後的にも確認されたい。</p>	
指摘 1-6	イ 決算書数値の手書きによる修正について	84 頁
内容	<p>町田市新商品・新サービス開発事業補助金に関して、事業者から提出された収支決算書の一部に、数値を手書きで修正した部分があった。</p> <p>市への提出書類に誤記がないよう、受領時に十分な確認を行った上で、訂正の必要がある場合は、訂正印や署名等を要請して、提出者自身による修正であることを明確にする必要がある。</p>	
意見 1-20	ウ 収支予算書に添付すべき書類について	84 頁
内容	<p>町田市新商品・新サービス開発事業補助金に関して、事業者から提出された収支予算書の補助対象経費の見積書が添付されていない案件があった。</p> <p>市は、補助対象事業の審査を適切に行うために、収支予算書に計上する補助対象経費について、見積書の添付を求められたい。</p>	
意見 1-21	エ 収支報告書に添付すべき書類について	85 頁
内容	<p>町田市新商品・新サービス開発事業補助金に関して、事業者から提出された収支決算書に添付された領収書の但し書きが空欄となっていた案件があった。</p> <p>但し書きが空欄である領収書では、補助対象経費に使用されたかどうか不明であるため、市は、補助金の使途の確認に当たり、事後的なチェックも強化されたい。</p>	

## 2 観光まちづくり課

事業名	(1) 観光行事推進事業	
意見 2-1	ア 実行委員会の事務局の運営を市が行うことについて	87 頁
内容	<p>町田さくらまつり実行委員会の事務局の事務を観光まちづくり課が中心となって担当しているが、市の「包括外部監査の結果に基づく事業見直し方針」に則していない。</p> <p>同方針に基づき、市民が主体となった運営に向けた事業の実施体制を構築されたい。</p>	
指摘 2-1	イ 町田さくらまつり実行委員会における随意契約について	88 頁
内容	<p>町田さくらまつり実行委員会における随意契約に関して、当該契約を締結する合理性や契約金額の妥当性を検証していない。規定等に反しているわけではないが、随意契約に関して市が設定した取り決めを潜脱することが可能になるため問題である。</p> <p>したがって、市は、同委員会が随意契約を締結する合理性や契約金額の妥当性を検証する体制を構築する必要がある。</p>	
指摘 2-2	ウ 町田さくらまつり実行委員会における契約先について	91 頁
内容	<p>町田さくらまつり実行委員会は、業務委託契約に関して、双方代理を回避するために契約者を変更するなどの対応や、利益相反取引として理事会等による取引の承認などを行っていない。</p> <p>市は、町田さくらまつり実行委員会における契約に当たり、取引が事業上の合理性（事業上の必要性）やその条件の妥当性などを有していることを担保する体制を構築する必要がある。</p>	
意見 2-2	エ 町田さくらまつり実行委員会への負担金について	93 頁
内容	<p>町田さくらまつりに関する負担金に関して、市において負担金を支出する業務に携わる人員と、町田さくらまつり実行委員会の事務局において負担金を受領し使用する業務に携わる人員、また、市において負担金が適切に使用されたか確認する業務に携わる人員が全て同じ人員となっている。</p> <p>市は、町田さくらまつり実行委員会に支出した負担金に関して、牽制機能が働く体制を構築されたい。</p>	
意見 2-3	オ 町田さくらめぐり公式ガイドブックの広告協賛について	94 頁
内容	<p>市は、町田さくらめぐり公式ガイドブックへの広告協賛金を支払った団体が反社会的勢力に該当しないことを検証していない。</p> <p>市は、協賛金を出資した団体に対して、反社会的勢力に該当しないことを担保する体制を構築されたい。</p>	

指摘 2-3	カ 町田さくらまつりの出店料等について	95 頁
内容	<p>町田さくらまつり実行委員会は、参加団体の性質に応じて出店料等を減額しているが、減額の基準や減額が適用される理由が示されていない。</p> <p>市は、実行委員会における出店料等の減額の基準等を包括的に明示することで、負担金を適正に管理執行していることを担保する体制を構築するとともに、その状況を確認する必要がある。</p>	

事業名	(2) 観光コンベンション振興事業	
指摘 2-4	ア 協会補助金の対象となる経費について	98 頁
内容	<p>(一社) 町田市観光コンベンション協会の運営等に要する経費の一部について補助金を交付しているが、交付要綱に則していない補助対象経費の算定が行われていた。</p> <p>市は、交付要綱に則した補助対象経費の算定を行うよう、観光コンベンション協会を指導する必要がある。</p>	

事業名	(3) 観光まちづくり推進事業	
指摘 2-5	ア 随意契約における契約金額の妥当性の検証について	107 頁
内容	<p>業務委託の契約締結に当たり見積書を入手しているが、見積書に記載の各項目の積算根拠など、金額の妥当性を検討しておらず、契約事務の手引書に従っていない。</p> <p>市は、随意契約の締結に当たっては、積算根拠を入手し、契約金額の妥当性について検証する必要がある。</p>	
指摘 2-6	イ 受託者の業務責任者及び業務実施体制図の確認について	107 頁
内容	<p>業務委託契約の手続において、業務実施体制図を入手しておらず、また、約款第 7 条に記載されている受託者の業務責任者を文書ではなく口頭により確認していた。</p> <p>市は、業務委託を行うに当たり、業務実施体制図及び受託者の責任者について、文書により確認する必要がある。</p>	
指摘 2-7	ウ 「新リーディングプロジェクト」策定支援業務における契約手続について	108 頁
内容	<p>委託業務の契約に当たり、見積書を複数入手し比較検討したとのことであるが、当該資料は作成していない。また、決裁文書には、選定業者以外の見積書は添付されていなかった。</p> <p>市は、業者選定に係る比較検討資料など、決裁者が判断を行う上で重要な情報を、決裁文書により伝達する必要がある。</p>	

指摘 2-8	エ 「新リーディングプロジェクト」策定支援業務における決裁について	109 頁
内容	<p>委託業務の契約に当たり、見積書の項目の内容や金額に対する判断について文書が残されておらず、また決裁においても、見積書の項目の内容や金額に対する判断が説明されていない。</p> <p>市は、業務委託契約を締結するに当たり、必要な積算根拠資料を入手し、見積書に記載された項目について十分な検証を行うとともに、その検証内容を文書として残す必要がある。</p>	
意見 2-4	オ おもてなし事業の実施主体について	111 頁
内容	<p>観光コンベンション協会に補助金を交付して、おもてなし事業を実施しているが、責任の所在が不明確となる可能性がある。</p> <p>したがって、補助金により事業を実施するのではなく、市が主体となって、その責任により業務を実施し、必要に応じて一部の業務を委託するといった体制を構築されたい。</p>	
意見 2-5	カ 四季彩の杜施設運営連絡協議会事務局について	113 頁
内容	<p>四季彩の杜施設運営連絡協議会事務局を観光コンベンション協会が担っているが、市の各施設に対する権限がないため、有効性の観点において改善の余地がある。</p> <p>したがって、町田薬師池公園四季彩の杜全体に対して権限と責任を負う市の内部組織が、四季彩の杜施設運営連絡協議会事務局を担い、町田薬師池公園四季彩の杜全体の一体的なコーディネートを実施されたい。</p>	
意見 2-6	キ おもてなし事業の決定過程の文書化について	114 頁
内容	<p>おもてなし事業の立案から観光コンベンション協会に対する補助金交付要綱の策定までの経緯に関して、決定に至る議論の過程やこれまでの取り組みを検証した結果などの資料が作成されていなかった。</p> <p>今後、市は、事業の立案にあたり、その検討過程を文書化し、立案した事業がどのような有効性を有しているか明示した上で、事業の実施を決定されたい。</p>	

意見 2-7	ク 町田薬師池四季彩の杜に関連する事業の実施について	114 頁
内容	<p>おもてなし事業は、イベントの実施や情報発信などのソフト面を主とした振興策を中心としているが、施設が整備された西園の賑わい状況を鑑みると、新規設備の整備や老朽化した設備改修といったハード面の整備を行うことが効果的であると考えます。</p> <p>したがって、町田薬師池四季彩の杜の今後の振興策において、ハード面とソフト面が連携して整備されるよう、観光まちづくり課が中心となって、関連する事業を取りまとめ、各事業を包括し推進されたい。また、各施設が有する観光資源としての適正性を検証し、今後の取り組み方法を検討されたい。</p>	

事業名	(4) シティセールス事業	
指摘 2-9	ア 随意契約における契約金額の妥当性の検証について	119 頁
内容	<p>業務委託の契約締結に当たり見積書を入手しているが、見積書に記載の各項目の積算根拠など、金額の妥当性を検討しておらず、契約事務の手引書に従っていない。</p> <p>市は、随意契約の締結に当たっては、積算根拠を入手し、契約金額の妥当性について検証する必要がある。</p>	

事業名	(5) 小野路宿里山交流館管理事務	
指摘 2-10	ア 町田市小野路宿里山交流館の物品の実査について	121 頁
内容	<p>小野路宿里山交流館の物品に関して、指定管理者は、仕様書で求められている定期的な巡回等を実施しておらず、また、市は、町田市物品管理規則による備品等の存在及び状態の確認を行っていませんでした。</p> <p>市は、町田市物品管理規則に従い、備品の現況確認を適切に行う必要がある。さらに、指定管理者が物品等について正常な状態にあるか定期的に巡回、観察し、適切な管理の下で使用するよう指導の上、その状況をモニタリングする必要がある。</p>	

### 3 農業振興課

事業名	(1) 農業経営支援事業	
指摘 3-1	ア 業務委託契約書の記載事項の徹底について	126 頁
内容	<p>業務委託契約書において、消費税及び地方消費税の金額を記載する欄が空欄となっていた。</p> <p>市は、契約内容を明確にするために、契約書の記載事項について、記載欄を空欄とせずに正確に記載する必要がある。また、記載が不要な項目については、「-」（バー）を入力するなど、記載がないことを明確にする必要がある。</p>	
指摘 3-2	イ 随意契約における随意契約理由の適用誤りについて	127 頁
内容	<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（性質又は目的が競争入札に適さないもの）に該当するとして随意契約を締結していたが、契約金額が 50 万円を超えないため、同第 1 号（少額随契）にも該当する案件があった。</p> <p>市は、町田市随意契約ガイドラインに従い、第 1 号と第 2 号に該当する場合は、第 1 号を根拠とする必要がある。</p>	
意見 3-1	ウ 補助金支給目的と合致しない補助金の支給について	128 頁
内容	<p>町田市農業振興事業補助金の目的である「農業経営基盤の強化」や「農業の振興に寄与すること」に即していないと考えられる補助金交付案件があった。</p> <p>また、交付要綱をみると、「農業経営の改善及び合理化を図る事業に要する経費」として、トラクターや耕運機などの機械及び機材等が補助対象となっているが、ロボット技術や ICT 等の先端技術を活用したスマート農業の実現を目指している状況を鑑みると、補助金の有効性の観点において改善の余地がある。</p> <p>したがって、市は、補助対象となる施設、機械及び機材等を見直し、先端技術を活用できる機械及び機材等を補助対象に加えるなど、「合理化を図る事業に要する経費」が意味する内容を改めて検討されたい。</p>	
指摘 3-3	エ 補助金受給者が税額控除を受けた場合の取扱いについて	130 頁
内容	<p>補助金受給者が、市からの補助金受給と消費税等の還付による返金により、二重に利益を享受する状況となっているが、市としては特別な措置はしていない。</p> <p>したがって、市は、補助金受給者の二重の利益の享受を防止する対応策を構築する必要がある。</p>	



事業名	(2) ブランド化推進事業	
指摘 3-4	ア 補助金支給に係る実績報告の確認資料について	133 頁
内容	<p>特定農産物及び出荷事業補助金について、市は、町田市農業協同組合がエクセルシートで作成した購入実績一覧に基づき交付しているが、購入実績は取引の事実を客観的に示す「納品書」や「請求書」により確認すべきである。</p> <p>市は、購入事実について、取引の発生を示す資料を網羅的に確認するか、または、現状のエクセルシートを使用するのであれば、そのシートの正確性を確認する追加的な手続を実施することが必要である。</p>	

事業名	(3) 学校給食食材供給事業	
指摘 3-5	ア 補助金申請書の市による訂正について	136 頁
内容	<p>町田市学校給食食材供給事業補助金の申請書や請求書について、市が記載または修正している案件があった。</p> <p>補助金の申請書や請求書の作成は、申請者本人が責任を持って実施すべき事項であり、申請書や請求書に不備がある場合は、市が申請書や請求書の誤りを訂正し補助金を交付するのではなく、原則として申請者に差戻しなどの対応を行う必要がある。</p>	

事業名	(4) ふれあい農業推進事業	
意見 3-2	ア 農業祭を実行委員会形式で運用することについて	138 頁
内容	<p>町田市農業祭実行委員会の事務局を農業振興課が担っているが、営農技術協議会など専門性が高い部分もあり、市の方針である市民主体の運営がそぐわない面もある。</p> <p>したがって、専門性の高い事業を含む農業祭を実行委員会形式で運用することの妥当性について、実行委員会に対する市の方針との整合性の観点から今一度検討されたい。</p>	
意見 3-3	イ 負担金に関する市のモニタリングの実施について	139 頁
内容	<p>町田市農業祭実行委員会への負担金に関して、市において負担金を支出する業務に携わる人員と、実行委員会事務局において負担金を受領し使用する業務に携わる人員が同じである。</p> <p>市は、当該負担金の使用に関与していない人員などにより、負担金の使途の妥当性について、市の立場としてモニタリングを実施することを検討されたい。</p>	

事業名	(5) 農業研修事業	
意見 3-4	ア 毒物及び劇物の管理水準の向上について	143 頁
内容	<p>町田市研修農場では、毒物及び劇物を含む農薬を取り扱っているが、委託仕様書には「農薬の適正な管理」とされているのみで、具体的な管理手法等の記載はない。</p> <p>市は、毒物及び劇物の管理水準を向上させるため、「継続記録による帳簿の整備及び定期的な棚卸の実施」と「盗難・紛失時の市へ報告」を仕様書へ具体的に明記し、より高い水準で毒物及び劇物を管理することを求めることを検討されたい。</p>	
意見 3-5	イ 設定した予定価格に関する検証について	145 頁
内容	<p>町田市研修農場管理運営委託の見積金額の妥当性につき、何ら検証を行わず予定価格を設定していた。当該委託業務の利益率が高くなっていることを鑑みると、見積金額の妥当性の検証、ひいては予定価格の設定に改善の余地がある。</p> <p>したがって、市は、予定価格の設定に関するノウハウを蓄積するためにも、委託業務先における当該業務の収支を事後的に検証することを検討されたい。</p>	

事業名	(6) 畜産振興事業	
指摘 3-6	ア 補助金交付に関する請求書に係る事務処理について	148 頁
内容	<p>畜産衛生事業補助金及び家畜伝染病予防事業補助金の請求書について、市が記載している案件があった。</p> <p>補助金の請求書の作成は、受給者本人が責任をもって行う必要があり、内容に不備がある場合は、市としては不備のない請求書の再発行を受給者本人へ依頼する必要がある。</p>	

事業名	(7) 里山環境管理事業	
意見 3-6	ア 補助対象経費に関する根拠資料への確認証跡について	150 頁
内容	<p>里山環境保全・活用事業補助金の額の確定に当たり、収支決算書と根拠証憑を照合し、補助対象経費の妥当性を検証しているとのことであるが、その証跡がない又は不十分な状況である。</p> <p>市は、補助対象経費に係る根拠証憑とのチェックについては、その証跡を明確に残すことを検討されたい。</p>	

意見 3-7	イ 補助対象経費の根拠証憑(領収書、帳簿等)の保管について	151 頁
内容	<p>里山環境保全・活用事業補助金の根拠証憑として提出された領収書や帳簿等の原本を、市が保管している案件があった。</p> <p>領収書や帳簿等は、補助金受給者にとって重要な書類であることから、市は、保管している根拠証憑の原本を返却し、写しと差替えることを検討されたい。</p>	

事業名	(8) 里山環境整備事業	
意見 3-8	ア 補助対象経費に関する根拠資料への確認証跡について	153 頁
内容	<p>里山環境再生・保全事業補助金の額の確定に当たり、収支決算書と根拠証憑を照合し、補助対象経費の妥当性を検証しているとのことであるが、その証跡がない又は不十分な状況である。</p> <p>市は、補助対象経費に係る根拠証憑とのチェックについては、その証跡を明確に残すことを検討されたい。</p>	
意見 3-9	イ 補助対象経費の根拠証憑(領収書、帳簿等)の保管について	154 頁
内容	<p>里山環境再生・保全事業補助金の根拠証憑として提出された領収書や帳簿等の原本を、市が保管している案件があった。</p> <p>領収書や帳簿等は、補助金受給者にとって重要な書類であることから、市は、保管している根拠証憑の原本を返却し、写しと差替えることを検討されたい。</p>	

以上